

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

令和2年7月21日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 禁止期間

1月1日から12月31日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市安武町大字武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流300メートルから基線の下流300メートルまでの福岡県の区域

3 指示の有効期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで